

令和2年度 銚田市立上島西小学校学校いじめ防止基本方針

令和2年7月9日改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校の基本的な方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、銚田市・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（目的）

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの防止等への組織的対策

- (1) 基本方針の策定及びいじめ防止対策のための組織 ※学校は策定の義務
『いじめ防止対策推進法』及び、『茨城県いじめの根絶を目指す条例』（令和2年4月）に基づき、「国の基本方針」、「地方いじめ防止基本方針」を受け、「銚田市立上島西小学校いじめ防止基本方針」を策定する（第13条）。また、「いじめ防止対策に対する組織」を設置する。（第22条）
- (2) 法第22条に基づき、銚田市立上島西小学校いじめ防止対策委員会を設置する。
(第22条)

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）
第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」を置くものとする。

3 学校のいじめ防止対策基本方針の内容

学校の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするために策定した。また、基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を行う。

学校の基本方針の実現には、学校職員及び保護者、地域に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の普及啓発や、児童をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上などを図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な検証を行う。

4 いじめの定義

「いじめ」とは、『いじめ防止対策推進法』の定義に基づいたものである。

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
（定義）
第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ必要がある。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする。

本人がいじめられた事実を否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「銚田市立上島西小学校いじめ防止対策委員会（以後、学校いじめ防止対策委員会）」を組織して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずに

いるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をしていく。加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処もしていく。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ防止対策委員会へ情報共有する。

【具体的ないじめの態様例】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を積極的にとっていく。

5 いじめの理解

いじめは、どの子供にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気をつくる。

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

①基本的考え方

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組む。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくものと期待される。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続していく。

②いじめ防止のための措置

ア いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。また、児童に対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。常日頃から、児童と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示するとよい。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。(構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング、ピア・サポートの活用)

指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例(裁判例等)を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進める。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童を容認することにつながるもので、絶対にしない。また、障害(発達障害を含む)について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる。

- 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童(以下「被災児童」という。)については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する

心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

- 新型コロナウイルス感染に関する偏見や差別によるものにも十分に留意する。上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。その際、本校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていき、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けていく。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付けていくものであることを踏まえ、縦割り班活動、異学校種(小中連携)や同学校種間(小小連携)等で適切に連携して取り組む。幅広く長く多様な眼差しで児童を見守ることができるだけでなく、児童自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができるようにする。

オ 児童自らがいじめについて学び、取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、集会等を通して児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをふりかえりシートや授業態度等でチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

(2) いじめの早期発見

①基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

なお、指導に困難を抱える学級等では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。

②いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、日頃から児童がいじめを訴えやすくする雰囲気をつくる。

また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。なお、教育相談等で得た、児童の個人情報については、『児童等に関する個人情報の取り扱いに係るガイドライン』に沿って、適切に扱う。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。なお、これらにより集まったいじ

に関する情報についても学校の教職員全体で共有していく。

(3) いじめへの対処

①基本的な考え方

加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

②いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わっていく。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校いじめ防止対策委員会に速やかに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って銚田市教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

児童から学校の教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった時に、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、児童は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかにいじめ防止対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

学校や銚田市教育委員会が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく銚田警察署と相談して対処する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに銚田警察署に通報し、適切に援助を求める。

○いじめが「解消している」状態とは

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、銚田市教育委員会又は学校いじめ対策防止委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合には、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解

消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

③いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。また、児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、スクールカウンセラー、生徒指導相談員、警察官経験者（スクールサポーター）など外部専門家の協力を得る。さらに、必要に応じ、被害の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

④いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認した場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや生徒指導相談員、警察官経験者（スクールサポーター）など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

⑤いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせていく。

いじめが解消している状態に至った上で、児童が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害児童による被害児童に対する謝罪だけでなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ま

しい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。全ての児童が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

⑥インターネット上のいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに銚田警察署に通報し、適切に援助を求める。

定期的なアンケートの実施や教育相談等を通して、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめ問題について協議する会議や、学校評議員会を活用して、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校が銚田市教育委員会と連携していていじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（銚田警察署、銚田市福祉事務所子ども家庭課、銚田児童相談所、医療機関、法務局、茨城県鹿行教育事務所）との適切な連携を図るため、平素から、学校や銚田市教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

教育相談の実施に当たり、必要に応じてスクールカウンセラーとの面談をとおして、医療機関などの専門機関との連携を図っていく。また、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知する。

7 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

銚田市立上島西小学校「いじめ防止対策委員会」設置要綱

第3条 「いじめ防止対策委員会」の委員は、校務運営委員、生徒指導主事、養護教諭で構成する。その他必要に応じて校長が認める委員等をもって構成する。

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資するものとする。

【未然防止】

○ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

○ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に、緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）等

学校いじめ防止対策委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とする。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、学校いじめ防止対策委員会が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、速やかに全て報告・相談する。加えて、学校いじめ防止対策委員会に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、学校いじめ防止対策委員会は、学校の学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。

8 重大事態への対処

- いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
（学校の設置者又はその設置する学校による対処）
- 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
【「生命心身財産重大事態」】
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
【「不登校重大事態」】
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態の判断と対応

① 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等のケース

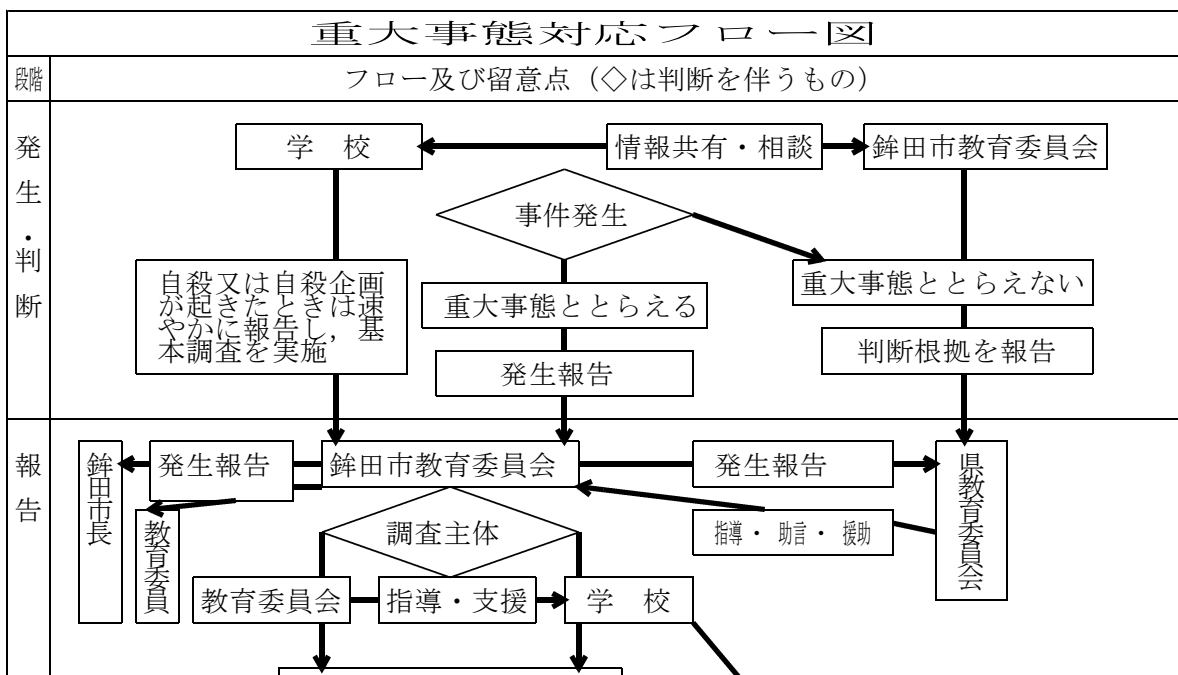
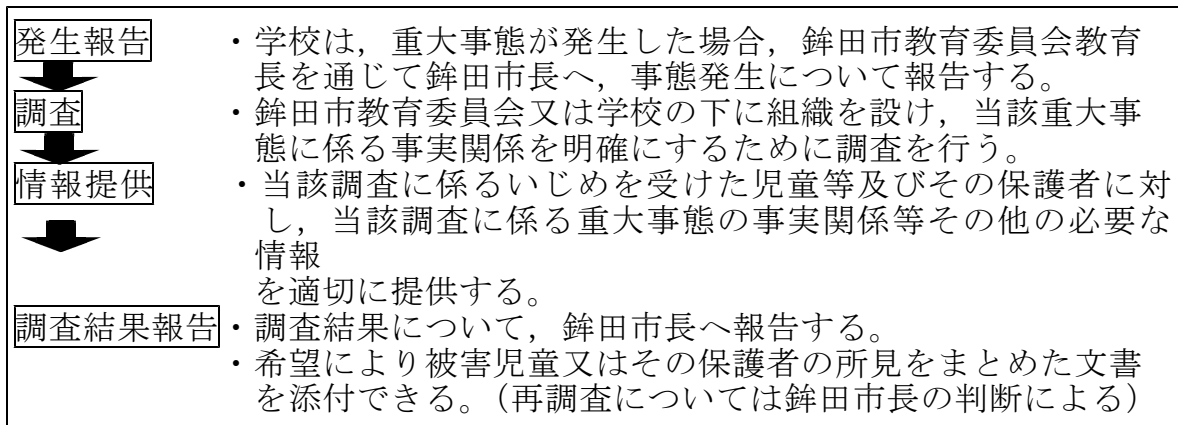
第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、銚田市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

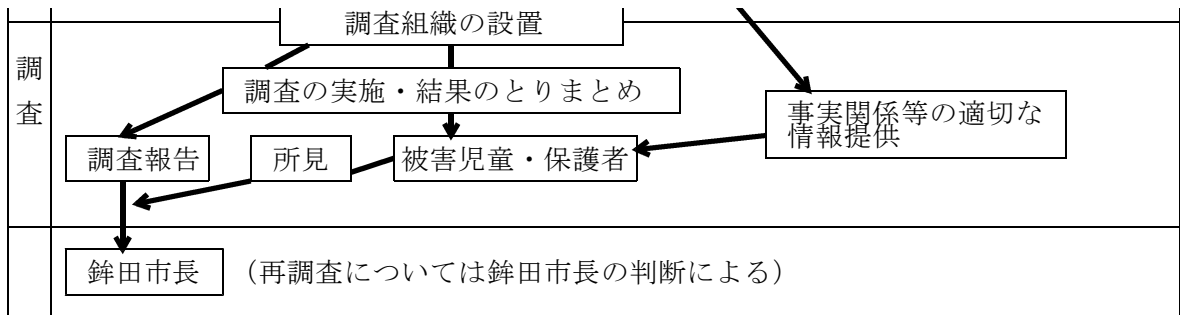
また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の判断

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

③ 重大事態への対応





④重大事態（疑い含む）の発生報告

学校は、重大事態が発生した場合、銚田市教育委員会教育長を通じて銚田市長へ、事態発生について報告する。

「重大な被害」であるか否かを学校のみで判断せず、銚田市教育委員会と情報共有し、相談する。

⑤調査の趣旨及び調査主体について

第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに銚田市教育委員会教育長に報告し、銚田市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、銚田市教育委員会が主体となっていく場合がある。従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと銚田市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、銚田市教育委員会において調査を実施する。

<調査主体について>

生命心身財産重大事態	……学校又は銚田市教育委員会
不登校重大事態	……原則学校が主体
自殺が起きたときの基本調査	…銚田市教育委員会の指導・助言のもと 学校が主体
自殺が起きたときの詳細調査	…特別な事情がない限り銚田市教育委員会が主体

⑥調査を行うための組織について

銚田市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

学校が調査の主体となる場合、第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える対応を図る。

⑦事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの実事関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

銚田市教育委員会又は学校は、調査組織等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組んでいく。

ア：いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調

査を行う場合もある。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を行う（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

イ：いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や場合によっては聴き取り調査を行うこともある。

（自殺の背景調査における留意事項）

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、遺族の意向によって自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、銚田市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、銚田市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、必要に応じて、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。
- 学校が調査を行う場合においては、銚田市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）によ

る自殺報道への提言を参考にする。

⑧その他留意事項

第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。銚田市教育委員会及び学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

※調査のポイント

ア 調査の趣旨
いじめの重大事態が発生した場合（発生の疑いを含む。）、学校及び銚田市教育委員会は速やかに事実関係を明確にするため、また、同種の事態の再発防止につなげるために調査を行う。
イ 調査の主体
学校は、重大事態が発生した場合に、直ちに銚田市教育委員会に報告し、銚田市教育委員会は、調査の主体となる。また、学校では、第二委員会による調査が行われた場合でも、速やかに次のウの内容を調査しておく。
ウ 調査の内容
いつ、どこで、誰が、どのような行為を、誰に対して行ったか、その際の職員の対応 等 ※児童・保護者、教職員等からの聴取等に基づき調査する。
エ 調査の方法・対象
事案によって、誰を対象とするのか、どのような方法で実施するのかについて十分に検討し、組織的に調査を行う。 調査方法…①聴き取り、②アンケート、③各種記録 等 調査対象…①いじめの被害者・加害者、②他の児童、③保護者、④教職員 等
オ 調査の留意点
<ul style="list-style-type: none"> いじめとの因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を明らかにする。 学校運営上の問題等についても事実をしっかりと向き合う姿勢で調査を実施する。 被害児童・保護者の心情に寄り添い、調査に対する意向を十分に汲み取りながら調査を実施する。 アンケートを実施する際は、そのアンケートが被害児童・保護者に提供される場合があることについて調査の対象者や保護者に理解を得る。
カ 関係資料の保存について
<ul style="list-style-type: none"> 調査の記録及び資料等については、その整理保管を確実に行う。児童が卒業するまで保存 アンケートの原本等二次資料…最低でも当該児童が卒業するまで保存 アンケートの聴取記録等一次資料及び調査報告書…5年保存 ※あくまでも目安であり、教育委員会は、学校と協議し、具体的に関係資料の保存期限を設定する。また、記録の廃棄については、被害児童・保護者に説明の上行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

銚田市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告をする。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに

個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

②調査結果の報告

調査結果については、銚田市長に報告する。

説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて銚田市長に送付する。

※調査結果等の説明について

注意点

- ・ 詳細な調査を実施していない段階で、「いじめはなかった」などと断定的に説明しない。
- ・ 被害児童・保護者の心情を害する言動は厳に慎む。
- ・ 被害指導・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築する

※調査報告の流れ

①調査機関 ⇒ ②銚田市教育委員会 ⇒
③被害児童及び保護者への情報提供・説明 ⇒
④銚田市長 ⇒ ⑤公表

<基本調査の報告は以下の通り>

①学校 ⇒ ②銚田市教育委員会
※背景にいじめが疑われる場合 ⇒ 銚田市長

※具体的な説明事項・時期

【調査実施前】

- ① 調査目的・目標
- ② 調査主体（組織の構成，人選）
- ③ 調査時期・機関（スケジュール，定期報告）
- ④ 調査事項（いじめの事実関係，銚田市教育委員会及び学校の対応等）
- ⑤ 調査対象（聴き取り等をする児童・教職員の範囲）
- ⑥ 調査方法（アンケート調査の様式，聴き取りの方法，手順）
- ⑦ 調査結果の提供方針（被害者側，加害者側に対する提供等）

※加害児童及びその保護者に対しても説明を行う。

【実施中】

- ① 調査の進捗等の経過報告

【調査結果の報告】

- ① 各地方団体の個人情報保護条例等にしがたって，情報提供及び説明を実施
- ② 事前に説明した方針に沿って，被害児童・保護者に調査結果を説明
- ③ 加害者側への情報提供に係る方針について，被害児童・保護者に改めて確認後，加害者側に対する情報提供の実施

【所見の提出に関する説明】

銚田市長に調査結果を報告する際，被害児童・保護者は，調査結果に係る所見をまとめた文章を添えることができることを説明

(3) 調査結果の公表，関係機関との連携

① 調査結果の公表

調査結果を公表するか否かは，銚田市教育委員会及び学校が，事案の内容や重大性，被害児童・保護者の意向，公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して，適切に判断する。特段の支障がなければ公表する。

公表に際しては，被害児童・保護者に対し，公表の方針について説明し，公表の仕方及び公表内容を被害児童・保護者と確認する。

② 関係機関との連携について

重大事態，特に生命心身財産重大事態の事案は，犯罪行為として取り扱われるべき事案も想定される。そのような事案においては，早期に警察に相談・通報の上，警察と連携した対応を取ることが必要となる。

いじめ事案への対応については，重大事態であるか否かにかかわらず，その解消に向けて，警察や児童相談所等の関係機関や，臨床心理士や弁護士などの専門家との連携が重要である。

銚田市立上島西小学校「いじめ防止対策委員会」設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は，「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号として平成25年6月28日に公布)に基づき，銚田市立上島西小学校いじめ防止対策委員会の設置及び運営について，必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学校が，校内にいじめ対策に係る委員会を設置し，児童・保護者に対して，いじめ防止等について組織的・積極的・継続的に対応する姿勢を明確に示すとともに，いじめ防止等に対する学校の徹底した取組を通して，未然防止及び再発防止等に取り組むことを目的とする。

(組織)

第3条 「いじめ防止対策委員会」の委員は，校務運営委員，生徒指導主事，養護教諭で構成する。その他必要に応じて校長が認める委員等をもって構成する。

(取組内容)

第4条 「いじめ防止対策委員会」は，次の役割を担う。

(1) いじめの未然防止の体制整備及び取組

① いじめの未然防止のための組織づくり

② 道徳教育等の充実

③ 早期発見のための措置

・児童(生徒)対象「いじめに関するアンケート」の実施(毎月末1回)

・保護者対象「いじめに関するアンケート」の実施(年に2回程度)

④ 相談体制の確立

・教育相談の実施(学期に1回)

・スクールカウンセラー等との面談

⑤ ケータイ・インターネット等によるいじめに対する対策の推進

・児童，保護者向け「ケータイ・インターネット等の正しい使い方

についての周知，研修会等の実施

⑥ 児童会活動等による「いじめ防止運動(キャンペーン)」等の推進

(2) いじめの実態の状況把握

(3) いじめを受けた児童(生徒)及び保護者に対する相談，支援

- (4) いじめを行った児童(生徒)及び保護者に対する指導, 助言
- (5) いじめに関する研修及び専門的な知識を有する者等との連携
- (6) その他いじめの防止に係ること
- (7) それぞれの取組の具体については、「いじめ防止対策のための年間計画」で決定。

(会議・運営)

第5条 「いじめ防止対策委員会」は、校長が招集し原則年2回、情報の共有を主目的とする小委員会を職員会議中に開催する。ただし、状況に応じて即時開催するものとする。

第6条 この「いじめ防止対策委員会設置要綱」に定めるもののほか、委員会の取組、運営等必要な事項は、校長が定める。

付則1 この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

付則2 この要綱は、令和元年7月16日に改訂し施行する。

いじめ防止対策のための年間計画

銚田市立上島西小学校

	いじめ防止対策年間計画	ポイント
4月	<input type="checkbox"/> 学校間、学年間の情報交換、指導の記録の引き継ぎ <input type="checkbox"/> いじめ防止対策に係る共通理解・いじめ防止対策会議編成 <div style="text-align: right;">【職員会議】</div> <input type="checkbox"/> いじめ撲滅宣言(教師の決意を表明) 【年度始め】 <input type="checkbox"/> 学級開き、人間関係づくり・学級のルールづくり 【学級活動】 <input type="checkbox"/> 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 <div style="text-align: right;">【PTA総会・保護者会】</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ・学校がいじめ問題に本気で取り組むことを示す。
5月	<input type="checkbox"/> 教育相談の実施 <input type="checkbox"/> 行事(遠足・縦割り班活動等)をととした人間関係づくり 【校内研修】 <input type="checkbox"/> 校内研修「いじめの早期発見と指導の在り方」	<ul style="list-style-type: none"> ・縦割り班編制の場面で特に留意する。 ・いじめについてのケース会議の実施
6月	<input type="checkbox"/> 「悩みアンケート」「学校生活アンケート」等の実施と分析 <input type="checkbox"/> 話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の人間関係や児童一人ひとりの行動の変化の把握
7月	<input type="checkbox"/> 学校評価の実施 → 児童、保護者の意見集約 <input type="checkbox"/> 学校評価の実施 → 第1回児童、保護者の意見集約 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ防止対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策の点検実施
8月	<input type="checkbox"/> 教育相談に係る研修等への参加 <input type="checkbox"/> ヒア・サポート等の開発的教育的教育相談の研修 【校内研修】	<ul style="list-style-type: none"> ・相談技術の向上を図る。 ・いじめに対する意識を再確認。
9月	<input type="checkbox"/> 夏休み明けの教育相談の実施 <input type="checkbox"/> 行事(運動会)をととした人間関係づくり 【学校行事】 <input type="checkbox"/> 宿泊学習等での人間関係づくり 【学校行事】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の様子や変化の観察 ・学年を越えた人間関係づくり
10月	<input type="checkbox"/> ヒア・サポート等の開発的教育的教育相談の実施 【校内研修】 <input type="checkbox"/> ケイタイ・ネットに関する講習会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童主体の活動を保障し、意欲を高め、自覚を促す支援をする。
11月	<input type="checkbox"/> 「悩みアンケート」「学校生活アンケート」等の実施と分析 <input type="checkbox"/> 行事(全校合唱)を通じた異学年間の絆づくり 【学校行事】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の人間関係の様子、変化の観察
12月	<input type="checkbox"/> 人権週間 【学級活動】 <input type="checkbox"/> いじめフォーラム開催 【学校行事】	<ul style="list-style-type: none"> ・人権感覚を高める。 ・全校でいじめ撲滅に取り組む。

	○学校評価の実施 → 第2回児童、保護者の意見集約	・いじめ対策をの点検
1月	○冬休み明けの教育相談の実施	・児童の変化の確認
2月	○「悩みアンケート」「学校生活アンケート」等の実施と分析 ○話し合い活動「学級の諸問題」【学級活動】 ◎いじめ防止対策委員会	・児童相互の人間関係の再確認
3月	□記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報作成 □幼小中の情報連携のための連絡会	・いじめに関する情報を確実に引き継ぐための準備

□：教職員間の活動 ○：児童生徒、保護者の活動 ◎：いじめ防止対策委員会